

令和4年第6回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和4年12月12日（月曜日）

出席委員（7名）

委員長	木戸岡 秀彦 君	副委員長	実川 圭子 君
委員	上林 真佐恵 君	委員	中村 庄一郎 君
委員	根岸 聡彦 君	委員	東口 正美 君
委員	中野 志乃夫 君		

欠席委員（なし）

委員外議員（1名）

6番 尾崎 利一 君

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木 尚 君	議事係長	吉岡 繁樹 君
主任	関口 百合子 君	主任	高石 健太 君

出席説明員（3名）

副市長	小島 昇 公 君	健幸いきいき部長	川口 莊一 君
保険年金課長	岩野 秀夫 君		

会議に付した案件

- (1) 4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情
- (2) 委員会提出議案について（追加）
- (3) 所管事務調査
社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて

午前 9時30分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） ただいまから令和4年第6回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 初めに、4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局議事係長（吉岡繁樹君） 朗読いたします。

4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情

〔朗 読〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（東口正美君） おはようございます。それでは、質疑を行わせていただきます。

陳情理由にありますように、2018年から6年連続で国保税の改定を行っているわけでございまして、厚生文教委員会においては、毎年このことを審議をさせていただいておりますので、改めて、陳情が出たということで、この18年からの国保税改定はどのような背景によるものなのか、改めて御説明いただければと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険は国民皆保険を下支えする重要な制度であります。加入者の年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低い等の構造的な課題がございます。このことから、国民健康保険制度の課題を改善し、安定的、持続可能な制度運営とするために、平成30年度より国による制度改革が進められてございます。この制度改革の一環といたしまして、保険者を都道府県単位化いたしまして、都道府県が国民健康保険の財政の責任主体となって制度の安定的な運営を図る広域化が行われました。この広域化によって制度の安定化を図るに当たりまして、国からは赤字補填繰入れを解消し、医療の給付に対する保険税負担を均衡にすることで、国民健康保険財政の健全化を図るよう繰り返し求められております。このことから、全国で赤字補填繰入れが行われております市区町村につきましては、財政健全化計画を策定することになりまして、この計画に基づき、当市におきましても継続的な保険税率等の見直しを行っているところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 続きまして、陳情趣旨にもありますように、この国庫補助金のことを御要望されておりますけれども、この間国庫補助金はどのようになっているのかお伺いいたします。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険の制度改革が実施されました平成30年度以降に、国庫負担金の割合は変わってございません。国庫負担金は、国の調整交付金を含めて41%、都道府県の繰入金金が9%となっております。また、平成30年度からの制度改革では、他の被用者保険からの協力も踏まえた、国による年間3,400億円の公費拡充等も実施されてございます。しかしながら、国民健康保険は厳しい財政状況が続いておりますことから、国に対する現行の国庫負担金の割合の引上げにつきまして、東京都市長会を通じて継続的に要望してるところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） この健全化計画は、全国足並みをそろえるということで赤字補填の繰入れをしてるところに求められておりますけれども、東大和市以外、他市はどのような状況になっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○保険年金課長（岩野秀夫君） この財政健全化計画につきましては、各市区町村がそれぞれの自治体の方針を踏まえまして、赤字補填繰入れの解消までの年度を定めており、それぞれの自治体の方針の下で国民健康保険財政の健全化に取り組んでいるものと認識してございます。

なお、全国的には8割の市町村が既に赤字補填繰入れを解消しているものと認識しております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） この東大和市の考えを聞きたいと思うんですけども、要するにそのような中で、特に多摩26市に限っては、この6年間で解消を目指しているところは東大和市と八王子市だというふうに認識しております。また、他市におきましてはもう少し引き延ばしているような状況のところもあります。

この辺の状況と、なぜ東大和市がこの6年間で解消を目指しているのか、この点について確認させていただきたいと思えます。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 東大和市では財政健全化計画に基づきまして、令和5年度までに赤字補填繰入れを解消する計画を遂行しているところでございます。この理由についてであります。赤字補填繰入れ、これを解消することによって得られる交付金がございます。また、令和5年度が期限となります国による特例基金が活用される間に赤字補填繰入れを解消することが、交付金も含めて結果的に市民の皆様への影響抑制に資するものというふうに考えてございます。この理由から、令和5年度までの赤字補填繰入れ解消を目指しているところでございます。

市では東京都に対して、積極的に赤字補填繰入れの解消に取り組む自治体に対する財政支援策、これを繰り返し財政支援の拡充を要望しているところでございます。他市は他市の方針に基づいて、赤字補填繰入れ解消に努めているところでございますが、かような理由で東大和市は令和5年度までの赤字補填繰入れ解消を目指しているところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） そういう中で、どうしても所得の低い方や子育て世帯への荷重が重くなりがちで国保ですけれども、この点に対して対応とか配慮というのは東大和市ではどのように行っているのでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険につきましては、一定基準以下の所得の世帯に対して7割、5割、2割の均等割軽減がございますので、所得の低い世帯に対する配慮が制度上なされてるものでございます。

また、市では被保険者お一人お一人に課税されます均等割額につきまして、これ所得に係る保険税率、いわゆる所得割よりも抑えて設定してございますので、中低所得者への一定の配慮となっているというふうに認識してございます。

また、市では従前より市独自の多子世帯に対する保険税均等割の軽減を行っておるものでございます。令和4年度からは未就学児の均等割の軽減措置が実施されまして、子育て世帯への保険税軽減が拡充されて、一定の配慮が行われてるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） なかなかこの専門的な用語が多くて、制度の仕組みも複雑ではあるけれども、様々なことを組み合わせで配慮してるってということだと思います。その上で、新型コロナウイルスという誰も予想していなかったような状況で、生活また家計が一変された方も多いと思うんですけども、このコロナでの家計急変の方に対しましては、東大和市はどのように取り組んでいるのでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） コロナ禍の影響によりまして、収入が一定程度減少する見込みの世帯等に対し

ましては、いわゆる保険税のコロナ減免策を行ってございます。このコロナ減免策に加えまして、多摩26市の
中で唯一、令和4年の収入見込みとコロナ禍前の令和元年との収入比較を行う市独自の対象者拡充策も図っ
ているところでございまして、コロナ禍による収入減少世帯への配慮についても取り組んでいるところでござい
ます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。様々やってるけれども国保税が上がっていくという、この背景
にはどうしても医療費が上がってしまうっていう理由がどうしてもあると思うんですけども、この医療費を
何とか抑制するという取組は、東大和市ではどのように行っているのでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 市の医療費適正化に資する事業のうち主なものとして挙げられますのが、レセ
プトデータを活用しました様々な保健事業などが挙げられるかというふうに考えてございます。一例といたし
まして、糖尿病等重症化予防プログラムがございまして。糖尿病は、重症化しますと人工透析へ移行すること
となります。人工透析となった場合、1人当たり年間約500万円と言われる費用がかかることとなりますが、こ
れを予防することで医療費の抑制が図られることとなり、また人工透析になりますと週に2から3回通院する
負担があるんですが、この通院の負担のない生活が送れるというふうに考えてございます。

また、ジェネリック医薬品利用差額通知事業につきましても、本市ではジェネリック医薬品の普及率が8割
を超えてございまして、令和2年12月からの1年間では薬剤費全体で約1億円という高い削減効果があったと
いうふうに捉えてございます。このほかにも、低栄養防止等のフレイル対策事業ですとか、慢性閉塞性肺疾患
（COPD）対策事業などの医療費適正化に資する様々な事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ジェネリックの推進も都内でもトップクラスだというふうに聞いております。様々な努
力をして医療費の抑制に取り組んでいると思うんですけども、この取組は国保会計にどのような影響を及ぼ
しているのでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 適切な医療受診によりまして、中長期的な医療費の適正化が図られることは、
国民健康保険事業費納付金の減算要素になるものと認識しております。国民健康保険税率は、この納付金を参
考に決定しておりますことから、納付金が減算されますれば国民健康保険税率の抑制にも反映されるものと思
えてございます。また、適正な医療受診は市民の皆様が健康に生活できることに資するものとも考えてござい
ます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。医療費抑制が目的ではなく市民の健康が一番ということだと思
いますけれども、そういう中ではいろいろな努力、市民の方も含めて努力している中で医療費の抑制に取り組
んでるわけですけども、この医療費を抑制できれば国保税は上がらずに済むというふうに考えてよろしいの
でしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 先ほど御説明いたしました国民健康保険事業費納付金につきましては、こちら
医療分や後期高齢者支援金分、それから介護納付金分のこの3要素で構成されております。この後期高齢者支
援金分や介護納付金分につきましては、これは他制度にて活用する目的のものでございます。そのため医療費
の抑制のみをもって国民健康保険税の抑制になるものと一概に言えるものではございませんが、納付金の中
でも医療分に占める割合は大きいので、国民健康保険事業費納付金の抑制には少なからず影響があるものとい

ふうに捉えてございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。なかなかこの国保に加入してる方たちだけでない影響を少なからず社会保険も含めて受けているというのは日頃も感じるところでございますけれども、ありがとうございます。

続きまして、そのような中で今後の国民健康保険の課題や見通し等をどのように市としては考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 今後の見通し、課題ということでございますけれども、国民健康保険税につきましては、東京都に納付する国民健康保険事業納付金を基に決定することになります。そして、この納付金につきましては、国の示します係数や、東京都におけますその当該年度の医療費推計等を踏まえて年度ごとに定めることになってございます。現在1人当たりの医療費等が増加傾向にあること、またいわゆる社会保険の適用拡大によりまして、国民健康保険の加入者のうち働き手となる方々が国民健康保険を抜けて社会保険に加入することによる加入者の構成の変化というのも生じておりまして、こうした状況が現在課題であるというふうに認識してございます。

そして、この課題、制度的、社会的な変化による課題につきましては、一自治体における対応では非常に困難であると認識しておりますので、国や東京都への制度改革、財源の充実含めまして継続的に要望し、国民健康保険制度を安定的かつ持続可能なものとして運営していくための方策を引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（上林真佐恵君） では、伺います。今もいろいろ御答弁を聞いていて、市としてもいろいろ独自の減免など頑張っていたらと。大本には国の制度改革があるという、そのあたりはこれまでもこの場でも何度も、6年間の連続値上げする中で、やはり条例の中でもいろいろやり取りしてきたので、そこは理解はしてるんですけども、やっぱりそれでもなお高過ぎるというのがこの現状ではないかというふうに思います。

党市議団はこれまでも、本当に高いと思いますので、減免を拡充する条例提案ですとか、この計画本当に中止して引下げ行ってほしいってことで、予算組替え提案なども行ってきたんですけども、やっぱりこう当市がこれまで5年間値上げを毎年やってきた中で、国保税の金額が26市中でもトップクラスにあるという、そういう状況になってきてるのではないかと思いますので、確認をしたいんですが、2つのモデルケースで国保税の実際の金額と多摩26市中の比較、これ負担がどのくらいになるのかということをお尋ねしたいんですけども、また所得に占める負担率もどの程度になるのかお伺いしたいんですが、1つ目が夫42歳、給与収入560万円、妻38歳給与収入98万円、お子さん2人で15歳と12歳、もう一つが夫68歳、年金収入で240万円、妻63歳、年金収入67万円という御家庭のケースで教えてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） モデルケースに基づきます令和4年度の保険税率に基づく保険税の年額についてであります。あくまでもモデルケースとしての試算でございますが、1つ目のモデルケースにつきましては、保険税額62万4,200円、2つ目のモデルケースにつきましては16万7,700円でございます。このような場合につきましては、多摩26市の中では上位に位置するものと推察されます。保険税に係る課税所得に占める割合につきましては、1つ目のモデルケースで約14%、2つ目のモデルケースで約12%と推計されます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。同僚議員が一般質問でもちょっと御紹介したんですが、国分寺市の国保事業の運営に関する協議会っていう、そこが出した資料ですと、ちょっと今御答弁とはちょっと金額が違うんですけども、最初のケースだと62万4,200円で、これ26市中1位なんです。次のケースだと18万9,300円ということで2番目に高い順番ですね。ということになっていて、やっぱり客観的に見ても本当に高くなっているということだと思うんですけども、先ほどコロナ危機とか、物価高騰の影響っていうことも御答弁の中でありまして、本当にこの今の当市の国保税が市民にとって無理なく払える金額になってると考えているのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 現在の物価高騰、そしてまたコロナ禍ということで、市民の皆様には大きな影響、何らかの影響を与えてるんじゃないかというような認識でございます。物価高騰につきましては、市では例えば電力、ガス、食料品等、価格が高騰していることに対しての緊急支援給付金であったり、子育て世帯への子育て応援給付金といった他の施策による対策を講じてるところでございます。国民健康保険税の対策とはちょっと切り分けて、別の取組として行っているところでございます。

国民健康保険税の対策としましては、先ほどの課長の答弁と重なりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した世帯に対しまして、いわゆる保険税のコロナ減免を実施しているところがございます。そしてこれにつきましては、多摩26市の中で唯一と言えますコロナ禍前の令和元年度との収入比較を行う独自の拡充策も行っております。

そのほか、国民健康保険の制度として、低所得の方々に対する均等割の軽減策であったり、未就学児の均等割軽減策、そういった国民健康保険税としても、やはり税が非常に重たいという部分で、所得が低い方々に対する軽減措置をいろいろとやっておりますので、そうした軽減策を講じる中で応分の保険税の課税を行っているというような状況でございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 先ほども今も御答弁いただいて、コロナ減免については対象拡大していただいたりとか、多子軽減も先行して他市よりもかなり早く始めていただいたりなど、市としてもいろいろ努力していただいているというのはもちろん私も認識はしてますし、それ以外のね、子育て支援金だとか様々やられているんですけども、それでもこの連続で値上げをしてきた、この上がってる国保の金額、高過ぎる金額に追いついてないということだと思うんです。やはりそれが滞納や差押えっていうふうにも現れてきていると思うんですけども、コロナ前の2019年から直近の滞納件数と差押件数の推移をちょっと伺いたいのと、そのうちの国保の滞納や差押件数、全体の何割に当たるのかっていうことを伺います。

それから、市としてこうした滞納や差押えの状況をどのように考えていらっしゃるのかについても伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 滞納及び差押えの業務につきましては、私どものほうでは所管してございませんので、件数等につきまして把握してございません。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ちょっと関係があることだと思うので、ぜひそういうことも見ていただきたいと。国保が払えない、その先にやっぱり滞納差押えっていうふうになってくると思いますので、そこはぜひ認識していただきたいと思うんですが、令和3年度の行政報告書によりますと、市・都民税の差押件数は718件で全体の27.5%、市民税が4件で0.2%、固定資産税、都市計画税が248件で9.5%、軽自動車税が94件で3.5%、国民

健康保険税が1,543件で59.2%となっていて、圧倒的にやっぱり国保が多いわけなんですけれども、どうしてやっぱり結果としてこうになってしまうのかってことを、先ほどもちょっと伺ったんですが、どのように考えてらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 滞納及び差押えの業務は保険年金課では所管してございませんので、制度的な理由というところの推察になるんですけれども、国民健康保険制度につきましては、被保険者全体が応分に負担する相互扶助に支えられております社会保険制度でございます。ただ、その中で高齢者や低所得者が占める割合が多いことや、市民税や国民健康保険税の各制度の仕組みの違いの理由というふうには推察してるところでございます。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** 今御答弁あったように、やっぱり高齢者の方とか所得の低い方に重過ぎる負担がかかっていることで、結果として滞納差押えがほかの税金と比べてもすごく多いっていう、もうそれ以外、それしかないんじゃないかなっていうふうに思うんですけれども、先ほど医療費の抑制というお話があったんですけれども、御答弁聞いていて、市民の健康が一番、抑制が先にありきじゃないっていうような御答弁もあったと思うんですけれども、実際にもう今国保が高過ぎることによって、皆さん医療がもう既に抑制されちゃってるっていうんですかね、医療にかかれなくなってるっていうことが先ほどの滞納のことからも分かりますし、医療費を抑制するってことは必要な取組ではあると思うんですけれども、その今問題なのは必要な医療に、国保税が高過ぎるために、必要な医療にかかれなくなってることが、そちらが一番問題であって、そこを解決しなきゃいけないというふうに思うんですけれども、その点の御認識を伺ってもよろしいでしょうか。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 納付金のここ数年の推移見ますと、特に令和4年度が顕著なんですけど、1人当たりに係る医療分の納付金はかなり急増してるところでございます。その必要な納付金に対して、必要となる保険税率を現行制度の中で求めてるところでございます。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** 加入者の中には高齢者の方多いので、どうしても医療分って、医療費ってのはどうしても増えると思うんですよね。それを加入者の方だけで賄おうとする、主に賄おうとすれば当然保険料高くなるわけで、やっぱりその制度改善ってことで、国に制度改善を求めてるって話もあったんですけれども、なかなかそれが実現しない中で、どんどんどん当市では毎年上がっていくっていうことで、本当に医療を本当に抑制されてるわけですよね、この市民の皆さん、国保が高過ぎるために。やっぱりそこを改善しなきゃいけない、引下げをしなきゃいけないというふうに思うんですけれども、基金について、これも毎回聞いてるんですけれども、現在の国保の基金、現在高と年度末残高見込み、また基金の目的と活用についても改めて御認識を伺います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 現状での残高につきましては、約4億6,300万円と見込んでございます。ただ、この基金残高により年度末の過年度精算によります交付金等の返還が予定されております。この返還額について見込みが立ってございませんので、年度末の残高見込みは不明でございます。

基金の目的や活用についてでありますけど、基金につきましては、原則市の保険給付費が東京都の見込みを上回った場合の一時的な補填や国民健康保険事業費納付金の急増によります保険税の急増に対する抑制対策、保険税の歳入補填など、他の財源に頼らず、国民健康保険の安定的な運営に活用することを想定してございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 今年度の値上げの際も基金は活用していただいたというふうに思いますので、やっぱりこれだけの基金があるということで、これだけ市民の皆さんが、もう高過ぎるということで、こうした陳情も出ている中で、本当にこの基金を最大限活用して、もう値下げっていう、値上げを中止するっていうことでもありますけど、そこからさらに一步踏み込んで引下げっていうことは、本当に今やるべきことなんではないかなというふうに思います。

それから、国庫負担金の負担割合について先ほども御答弁があつて、平成30年から割合変わっていないということだったんですが、少し前にいって1984年に大きな制度改革があつたかと思うんですけども、ちょっと昔のことなんですけど、もし分かれば分かる範囲で、そのあたりから国庫負担の推移、どのように変わってるか、教えていただければと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国庫負担金の割合についてです。遡りますと平成16年度までは国庫負担割合は50%となつてございましたが、その後仕組みが変わりまして、現在では都道府県の繰入金を含めて50%の公費負担と、法定上なっているものというふうに認識してございます。その割合につきましては先ほどの答弁のとおりです。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） ちょっと、1984年ってことで、私もちょっと調べてみたんですけども、それまではかかった総医療費の45%が国庫負担で、そこで84年のときに医療給付費の50%になつたということで、ここで総医療費の中では35%まで引き下げられて、さらにその中の9%が都道府県の繰入金となつて、先ほど御答弁では調整交付金も含めて41%ということだったと思うんですけども、その定率国庫負担ということで見ると、以前34%だったものが現在32%になつてるっていうことで、やっぱりこう国庫負担としてはすごく下がってきているということだと思います。

東京都が公表している国民健康保険事業状況というもの、あと区市町村決算状況調査を基に、これ我が党の調査なんですけれども、自治体の国保会計の歳入総額に対する国庫支出金の割合っていうのを見ると、やっぱり大きな制度改革があつた1984年当時、26市平均で46.3%だったものが、2014年には19.8%にまで下がります。東大和市も46.1%から19.8%になっています。

こうした状況から、全国知事会は国費を1兆円投入して国保税の負担を軽減することを求めている、日本共産党も同様の提言を行っています。市としても国に対して国庫負担率引上げということで、今までも要望されていたし、今後も要望していくということだと思うんですけども、やっぱり現状それがなかなか実現していない中で、本当に払い切れず医療を抑制されているという状況になつてる、これを打開するために、やはりここで引下げってことを決断する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、国民健康保険財政が厳しい状況が続いていることは認識してございますので、国に対する現行の保険、国庫負担金の割合の引上げですね、そのほか様々な公費の拡充というのは今後も引き続き要望してまいりたいと考えてございますが、一方で国民健康保険制度の安定的な運営のために、現行制度に基づいて財政健全化を進める必要があるものというふうにも考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 市としては赤字繰入れっていう言い方は、私は市民の命を守るための法定、一般会計からの繰入れなので、私は赤字というふうには言いたくないんですけども、市としてももちろん国保を安定的

に運営していくってことは大切なことですが、しかし一方で市民の側から見れば、もうそれが払い切れ
ないところにまで来ているということで、これは本当に引下げということを改めて要望したいんですけども、
今後ということで6年間の連続値上げということで、来年、令和5年度が6年目ということになるわけなんで
すけれども、もう年末ということで来年度どうするかということをももちろん検討されてるというふうに思う
んですけども、そのあたりどのような検討をされているのかお伺いします。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 令和5年度の納付金確定が年明けに示されますことから、今後詳細な検討を進
める予定でございます。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** 分かりました。これ要望です。客観的に見ても本当に高過ぎるというのは、もう市も
認識してらっしゃると思いますし、これ動かし難い事実だと思います。国保加入者の多くが高齢者、低所得者
など社会的に弱い立場の人たちですけれども、こうした人々に被用者保険と比べても倍近い負担が課せられて
います。命と健康を守るための国保が弱い立場の人々の暮らしを圧迫していると、こういう状況を打開するた
めには公費を大幅に投入するしかない。もうそれしか制度を解決する方法ないと思うんですけども、国庫負
担が減らされてきたってことは重要ですし、国に財政責任を果たさせるってことも重要ですけども、や
はり市として基金を活用するなどして引下げを行ってほしいということを強く要望します。

○**委員長（木戸岡秀彦君）** ここで5分間休憩いたします。

午前10時 3分 休憩

午前10時 8分 開議

○**委員長（木戸岡秀彦君）** 休憩前に引き続き会議を行います。

ほかに質疑ございますか。

○**委員（実川圭子君）** 今までの質疑の中で随分いろいろ分かりましたけれども、私のほうからは、この制度が
平成30年度から変わって、東京都のほうで財政の責任ということで、この国保の保険料ですか、東京都か
ら示される納付金にかなりかかってくるかなと思いますけれども、この納付金の推移とといいますか、あとコロ
ナになって、これも随分当初よりも随分変わってきていると思いますけど、そのあたりの状況を教えてください。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 平成30年度から国民健康保険制度の改革が行われまして、広域化もこの平成30
年度から始まっております。この広域化に伴いまして事業費納付金の仕組みも導入されてございます。平成30
年度から令和3年度までは1人当たり納付金につきましては平均でなると約2%程度で推移しておた
んですが、この令和4年度から1人当たり納付金が急激に上がっておりまして、私の手元の資料ですと8%、
1人当たり納付金が8%程度上がるという、かなり大幅な上昇になってるところが大まかな推移でございます。
以上でございます。

○**委員（実川圭子君）** かなりコロナの影響もあるということがあると思います。それに対して市も激変緩和の
措置などしてるとは思いますけども、そこについて教えてください。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 激変緩和措置につきましては、市としての取組もございまして、制度としても、
先ほども御答弁させていただきましたが、令和5年度まで国が設けました特例基金がございまして、これによ
る激変緩和というのが現在行われてるところではございます。

それ以外にも、私どもといたしましても、様々な保険税負担軽減策、これらに取り組みまして、現行制度に

において必要となる保険税率を見直してるところでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 様々な状況があるけれども、市としてはその6年間で財政健全化計画を遂行していくというのが一番市民にとってもいいということを進めているということは、私も様々な説明などを聞いて理解してる場所なんですけど、先ほどもちょっと、令和5年で6年間が終わるということで、どうなのかという質疑で、答弁は、それについては年明けでっていうことがありましたけれども、私としてはその6年が終わった、その先がどのようになるのかというのが、やはり市民の中から見えないということで不安もあるのではないかなというふうに思います。ちょっとその先なので、まだ不透明なところもたくさんあると思いますけれども、例えば6年間、財政健全化計画が終わったその先については、保険料が安定的に運営される見込みがあったら、例えばそこで保険税も下がるというようなこともあり得るのかどうか、そういった方針といたしますか、この健全化計画が終わった、その先というのはどのような方針になるのか、もしお答えできることがあったら教えてください。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 現在の国保の財政健全化計画終了後のことでございますけれども、現時点におきましては、まだ令和5年度、これから検討するということですので、さらにその先のことについては未定ということでございます。ただ、国民健康保険事業につきましては、この財政健全計画が終了した後も将来的に継続していくこととなりますので、そこにおいてやはり国保を安定的かつ持続性のある制度として維持していくためには、どのような方法が取れるのかということでの検討は必要かと思っております。

基本的には、市民の皆様の医療を担保する、この国民健康保険事業でございますので、そういった安定的かつ持続性のある制度といった視点は引き続き必要かなというような認識でございます。それぞれの年度におきまして様々な状況がございますので、保険税の減免施策であったり、東京都の納付金が急増するような場合におきましては、市が保有する基金を最大限活用するなどして対応していく必要があろうかというふうな認識でございます。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（中野志乃夫君） 一応国保税のいわゆる健全化の形の中で、実際にこの間一般財源からの繰入れに関してはどの程度変化があったのか。また、さらにそれが終えた後も一般財源のほうの繰入れがないのかっていうかな、変な言い方ですけども、国保税以外でも介護保険税等、一般財源の繰入れで何とか保ってる現状がありますから、その問題がまずどうなってるのかを教えてくださいたいのと、あと、やはり今問題となっているのは、本当にコロナで仕事を失ったり、本当にいろいろ仕事がない、給料が下がって困ってる皆さんのやはり対応がやっぱり一番喫緊の課題だし、その辺の動きだと思ってます。

その辺に関しては、先ほどの話だといろいろ担当違うけどもっていう話で言ってますけども、実際に個々のケースでいろいろ対応されてると思うんですね。それはどういう形になってるのか。全くいろいろ対応できてないのか、いろいろ個別には様々先ほどの制度的なこのね、軽減策もやっているって話ですけども、その辺の現状をもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○保険年金課長（岩野秀夫君） まず、国民健康保険制度の財政健全化が進める中での一般財源について、赤字補填繰入れの解消の経過になりますが、平成30年度計画当初につきましては、この赤字補填繰入れにつきまして約6億円程度ございました。それを毎年度毎年度の保険税率の見直し等によりまして、またこちらのほうで

も収納率の向上ですとか、あと交付金の獲得等に努めた結果なんですけれども、おおよそで申し上げますと、約1億円ずつ減らして行って、残り、令和5年度を迎えるというような状況でございます。

また、コロナに関してのところなんですけど、どうしても国民健康保険の主管でございますので、私どももいたしましてはいわゆる保険税のコロナ減免ですね。繰り返しになりますが、多摩26市の中で唯一となります令和元年の収入比較を行っております。これに関しましては、一定程度該当者が毎年度おりますので、そういった方々の保険税負担軽減に資するものというふうに捉えてるところでございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 具体的なところでちょっともう少し教えてほしいんですけども、軽減策、多摩26市の中でも東大和市として独自でいろいろやってるっていう、その具体的な実例としてどうなってるか、つまりそのことをやっても、まだいろいろ具体的な相談がなかなか収まらないのか、さらに検討する必要があるのか、その辺の検討、対策についてはどう対策を考えてるのか、その辺を教えてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 市で行ってございます保険税のコロナ減免につきましては、保険年金課のほうからいろいろ発信してございます保険税の決定通知ですとか、国保だよりですとか、こうしたところで繰り返し周知を図ってるところでございます。また一方では保険税の納付に関する相談ございます、納税に関する主管課のほうで相談があった際にも、この国保税のコロナ減免については御案内させていただいてるところでございます。市のほうでの拡充策と国基準で行ってるコロナ減免と、合わせて11月末時点なんですけれども、約40件ほどの利用者がございまして、やはり一定程度利用者、決定者がいらっしゃいますので、そういった方々の保険税の軽減につながってるというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに。

○委員（根岸聡彦君） 前の方々ほとんど私が聞きたいことを聞いていただけたので1点だけ。

陳情者の要望というのは、国民健康保険税を引き下げてほしいということでありまして。この引下げに当たって、引下げをもし実際に行った場合に、市民の目線から見たメリットとデメリット、あるいはあとは制度運営者側から見たメリットとデメリットについて確認をさせていただきます。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 先ほど来お話しさせていただいております赤字補填繰入れにつきまして、この赤字補填の中には、一般財源によって行われてるところでございますので、その中には国民健康保険に加入されておられない、他の制度に入ってる方々の市税等も含まれてることになります。

いわゆる、今国民健康保険税の税率を見直すことによって健全化を進めてるところでございますが、これを引下げ等を行いますと、その分の赤字補填繰入額が増すということになりますので、その分一般財源が必要となりますことから、国民健康保険に加入されておられない方のその分の市税も改めて用いることとなります。そういう意味で申し上げますと、赤字補填繰入れ解消することによりまして、国民健康保険制度自体が安定的な運営に資することになる、これは制度自体のメリットになるかと思いますが、市民の皆様の全体としましては、赤字補填に活用しないで用いられます一般財源を他の施策に回すこともできますので、そういう意味でも市全体で政策的な面でのメリットもあるかというふうと考えてございます。

以上でございます。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） すみません、私から少し付け加えてお答えさせていただきたいと思いますが、けれども、まず国民健康保険事業は特別会計で会計処理をしておりますので、一般会計で処理する、一般会計

につきましては市民の皆様全体にサービスを提供する会計処理でございます。国保につきましては特別会計と
いうことですので、加入されてる方、医療費に関する会計処理ということで、それぞれお財布が違うというこ
との前提です。ですので、市民の皆様幅広くサービスを提供するための一般会計から赤字補填のための国保へ
の繰入れというのは、やはり国の方針に基づき解消していくことが望ましいといった認識でございます。

そして、制度的には財政の運営主体が都道府県になりましたことから、やはり都道府県で標準的な保険料、
保険税、統一的な保険料、保険税っていうようなものが今後進められる方向性にあるのかなというよう
な認識でございます。そうしたときに、その都道府県ごとの標準的な水準の保険税と乖離してしまうと、将来的には
その差を埋め合わせるために、やはりかなり多くの財源というものが課題になってくるのではないかとい
うことですので、やはりここは国の制度改革の趣旨にのっとり、国保税の見直しは必要というよう
な認識でございます。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに御質疑ありますか。

○委員（上林真佐恵君） ちょっと1点だけ、今の御答弁聞いていて、国保入ってない方も市民の中にはもちろ
んたくさんいらっしゃいますから、一般会計から繰り入れるっていうのはあまりよくないというふう
に受け取ったんですけれども、ただ国保、国民皆保険の土台で、今入ってなくても入る、私も今は入って
ますけど、会社に勤めてるときは入ってないですけど、赤ちゃんのときとか入りますし、私は社会保
障だというふうに思いますし、社会保障だって考えると、使ってなくてもみんな支え合うとい
う、それが基本だと思うんですけれども、ちょっとその辺の、やっぱり国保、高齢者の方とか低所得の方が多いわけ
で、国保に入ってる人だけでそれを賄う、もちろん国費など入ってますけれども、そこだけでやろう
っていうことを今進めてるがゆえにこんなことになってしまってると思うので、やっぱり一般会計
からの、国がそういうふうにならざるを得ないという、国がそういうふうにならざるを得ないとい
う、そういうのを進めてるってことはもちろん理解はしてるんですけれども、市としてそのあたり、
その社会保障ということとの関係でどういうふうを考えているのか、ちょっとその点だけ確認
をさせていただきます。

○副市長（小島昇公君） 国民皆保険ということで、市民の皆様が健康のためにお医者さんに皆かか
れるということは、市は当然望んでるところでございます。

その中で、いろいろ御質疑を受けてお答えをさせていただいた中で御理解いただけたのかなと思
いますけども、やはり負担を皆様からいただく中で、本当に支払いが難しい方については一件一
件、真摯な相談に応じて対応させていただくと。ただし、制度として非常に困難な制度になっ
てきているというのは事実でございます。今まで国保のほうに加入されていた方も非常に社会保
険の適用に移行をしているというのがここ二、三年、非常に増えてございます。そういう
制度の変更に伴って、国からの負担を増やしていただきたい等のお願いは引き続き進めてい
って、市民の皆様健康を守っていきいたいというふう考えております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ただいま本件について、尾崎利一議員から発言の申出がござい
ました。

お諮りいたします。

本件について、尾崎利一議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） ご異議ないものと認め、さよう決します。

尾崎利一議員の発言を許可いたします。

○6番（尾崎利一君） 許可いただきありがとうございます。3点、伺いたいと思います。

医療費の抑制という問題ですけれども、無駄な医療費は削らなくちゃいけないと思います。高過ぎる薬価の問題など、メスが入らないというのは言語道断だと思います。

しかし、コロナ危機を経て日本の医療がいかに貧困なのかということも明らかになってきて、医療全体としては一層の拡充が本来求められているというふうに思いますが、この点についての認識と、そうなってくると保険制度そのものをもっと大きく見直して、GDP比で見ると日本の医療、社会保障に対する公的支出はあまりに少な過ぎますけれども、ここら辺を改善していかないと、保険制度そのものが今のやり方でいけば一層の国民負担、被保険者負担、医療の拡充を追求すると、そうになってしまうということになってしまうと思うんですよね。そこら辺についての市の見解を伺いたいと思います。

それから、2つ目ですけれども、御答弁の中で応分の保険税課税を行っているという御答弁がありましたけれども、陳情そのものは全然応分じゃないということで、こういう陳情が出されてるんだと思うんですが、そもそもサラリーマンの2倍もの高い保険料で所得はずっと低いという状況になってるわけで、陳情理由の中で、この5年間で4人家族で世帯当たり9万円弱の値上げをしてるっていうふうにあります。6年連続ということになれば、優に10万円を超える値上げになるということになります。今、防衛費を2倍化するっていうんで5.5兆円かかると。これ増税で賄うと、4人世帯で16万円の大増税になるっていうことで大問題になってるわけですけれども、それと比べても10万円を超えるような増税が国保加入世帯に課されたら。しかも加入世帯の77%は所得150万円以下という状況で、先ほど同僚議員から指摘があったように、滞納差押件数ですか、59.2%を占めるような大変な事態になってるということで、これそもそも応分の負担とこれと言えるのかという点について、再度御答弁いただきたいと思います。

それから、3点目ですけれども、陳情趣旨の中で、コロナ禍の中でも値上げした国保税を引き下げてくださいというふうにあります。先ほど、コロナ危機の中でいろんな対応をされてきたっていうことを言われていて、それは評価するところですが、毎年1億円の国保税値上げという、これらの措置とは桁が違う大きな負担になっているわけです。お隣の武蔵村山市では、これは令和3年度になるんですか、コロナ禍の中で12年かけて赤字繰入れをなくそうという計画を1年止めて、13年かけてというふうに計画を変更して、国保税の値上げをストップしたと、その年はですね。東大和を含む4市だけが、コロナ禍にもかかわらず国保税値上げを計画どおり1億円値上げしたわけですね。これひどいじゃないかと、だから引き下げてくれるっていうことなわけですけれども、なぜそういう状況の中でも、他市が次々と国保税値上げを中止するという決断を行う下で、東大和市はなぜそういう状況の中で1億円値上げをそのまま計画どおり強行したのかという、この3点について御答弁をお願いします。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 1点目につきまして、保険制度の見直しについてであります。私どもといたしましても東京都市長会を通じて、抜本的な改善案といたしまして、被用者保険と一体化というのを継続的に要望してるところでございます。

2点目についてなんですが、現行制度において応分の課税をお願いしてるというところが繰り返されるところでございます。そのために様々な保険税負担施策を行っている、その上での応分の保険税を現行制度において課税させていただいてるところでございます。

3点目でございます。先ほど答弁させていただいたところの繰り返しになりますが、令和5年度までに国が設けた特例基金、これがあるうちに財政健全化を図ること、これに伴いまして積極的な赤字補填繰入れ解消を行ったところで得られる交付金もございますので、そういったところから令和3年度におきましても、計画どおり保険税の見直しを行うことが結果的には保険健全化に資する、加入者の皆様の負担軽減に資するものというふうに捉えてるところでございます。

また、積極的な赤字補填繰入れ解消をしている自治体につきましては、財政支援の拡充、これを東京都に繰り返し求めてるところではございます。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

自由討議ございますか。

○委員（実川圭子君） 今回の陳情はコロナ禍の影響でかなり生活も苦しいという、非常に心が痛い内容でございますけれども、市としてもこの間国保税に関しても様々な支援を、軽減策などを実施しており、また私はここは切り分けて、コロナの影響はコロナの影響で別の支援策があるというふうに捉えております。そうはいつでも、私もこの国保税かなり負担が大きいというのは認識しているところです。

それで、この国保税に関しては東京都から示される保険、納付金の影響が非常に大きいということで、財政責任のある東京都に公費負担の拡充を求めるということが私たち議員としてやれることではないかなと思っておりますので、意見書の提出なども含めて皆さんと検討していけたらなというふうに思います。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。毎年この国保税の改定の質疑と審議を厚生文教委員会ですべていただきまして、その制度設計についても理解をさせていただいている中で、負担感が重いつているのは私個人も感じているところでございますが、やはりこれが国の制度や、また保険の主体が東京都であることなど、市でやっている努力だけでは、なかなかこの皆さんの負担感を軽減する保険料にできないつている、このジレンマを毎回この審議のたびに感じているのも事実でございます。

東大和市として医療費の抑制にも取り組んでおりますし、またここで大きく収納率が上がつているというような市の努力も考えますと、やはりこれはほかの方たちの質疑や、また先ほどの御意見の中でもありましたとおり、国としての制度の抜本的な解決や、東京都としての財政の緩和策のようなものも考えていただかなきゃいけないということで、市長会等でも要望しているということなので、議会の側、議会というか、この委員会の中でもそういう意見書を皆様と一緒に取りまとめて提出できればというふうに考えます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに自由討議ございますか。

○委員（上林真佐恵君） 皆さんの質疑だとか、今自由討議も聞いていて、やはり皆さん、高いつていることはもう本当に共通認識になっていて、制度的な問題もあるつても、やはり皆さん、これは本当に共通認識になっていますので、もちろん市からも市長会を通じて東京都に対しても御要望を出していただいと。それは本当に重要な取組だと思つますし、我々議員としてもやはり国に対しても東京都に対しても、制度改革も含めて本当にこの国保の制度、本当にもう行き詰まつているなというふうに思つますので、そこを改善していく、そういう声を上げていくつてことは、もう大変重要だというふうに思つます。

ただ、一方でやはりこの現状、高過ぎるわけですから、そこはやっぱり市としても、もちろん財政的には少ない金額だとは思わないです、本当に。一般会計から繰り入れるにしても、それは財政的な影響はもちろんあると思うんですけども、でもそれでもやっぱり市民の皆さんがこれだけ苦しんでいるということで、実際に医療も抑制されてるという中で、これは本当に東大和市として引下げっていう決断を私は本当にさせていただきたいということを再度申し上げておきます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情に賛成の立場で討論を行います。

東大和市が進める国民健康保険税の6年間連続値上げ計画に対し、党市議団は計画を中止し引下げを行うことを繰り返し強く求めてきました。これまでも様々なモデルケースでの負担額を確認し、協会けんぽなど他の被用者保険と比べても、国保税の金額が2倍近く重い負担であることなどを指摘をしてきましたが、当市が他市よりも先行して6年間連続値上げを進めてきた結果、国保税そのものの金額も26市中トップクラスに高額であるということが明らかになりました。当市全体の差押件数のうち国保税の差押えが占める割合が圧倒的に多いことから、いかに当市の国民健康保険税の負担が重いのかということが推察できます。

市が国の基準よりも対象者を広く設定し、コロナ減免を行うなどの努力をしていること、今年度から実施している未就学児の均等割軽減策と併せ市独自の多子軽減策を続けていることなどは大変重要であり、高く評価をするものですが、それでもなお国保税の負担があまりにも重いというのが実態です。

そもそも国保制度には構造的な課題があるということをこれまでも繰り返し指摘をしてきました。国保加入者の多くが所得ゼロ世帯を含む低所得者世帯であり、年金生活者をはじめ自営業やフリーランス、コロナ不況で真っ先に首を切られた非正規雇用者など、長引くコロナ危機や物価高騰の影響を受け、厳しい生活を強いられている方々です。社会的に立場の弱い方々に担税力を超えた重い負担が課せられています。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が他の保険制度に比べて著しく不公平で、高齢者や非正規雇用者など所得の低い市民に特に重い負担を強いる制度になっている。この問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平公正を確保する上でも重要な政治課題だと考えます。

社会保障の一環であり、国民皆保険の土台でもある国保制度の課題解決のために、本来であれば国や東京都が財政責任を果たすことが必要ですが、国は国庫負担割合を大幅に減らしてきただけでなく、一般会計からの法定外繰入れを続ける自治体にペナルティーを科す保険者努力支援制度により、自治体間での値上げ競争を後押しするなど、自治体がこれまで加入者の命と健康を守るために行ってきた法定外繰入れをやめさせるために圧力をかけています。

日本共産党は、こうした国の手法を厳しく非難するとともに、構造的課題の解決のため、また公的医療保険としての国保制度を立て直すために1兆円の公費投入増で国保税を抜本的に引き下げることや、均等割をなく

すことで協会けんぽの保険料並みに引き下げを提案しています。

また、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要だと主張しています。市民にとって身近な存在である地方自治体からこうした声上がることは大変重要です。

同時に、東大和市にも市民の命と健康、暮らしを守り抜くためのあらゆる手段を講じる責任があると考えます。国民健康保険は市民にとっては文字どおり生命線であり、命というものは何よりも最優先で絶対に守るべきものであるはずで。当市の国民健康保険事業運営基金の期末残高見込みは、現在高は4億6,300万円であることが明らかになりました。基金を最大限活用するなど、あらゆる手段を講じて国保税の引下げを行うことを強く求め、賛成討論といたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4第19号陳情 国保税が高い。私たちの生活を守る陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前10時52分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 先ほど4第19号陳情の審査の中で、実川圭子委員から、国民健康保険事業納付金の算定に関して東京都に意見書を提出してはどうかとの御意見がございましたので、改めてこの件について、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

○委員（実川圭子君） 先ほど皆様からも様々御意見が出た中で、やはり委員会としてできることとしては、公費の拡充を東京都に求めていくというのは大切なことだと思いますので、ぜひ皆様と協力して意見書の提出ができたと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに御意見ございますか。

○委員（上林真佐恵君） 公費の負担を求めるとするのは、私も同意できる場所ですし、皆さん一致できる場所で意見書が提出できればいいかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） お諮りいたします。

国民健康保険事業費納付金の算定に関して、委員会として東京都に意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ここで、意見書案の調整のため暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時57分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 委員会提出議案について、本件を議題に追加いたします。

休憩中に正副委員長において作成した意見書案を配付させていただきましたので、御確認をよろしくお願いたします。

この意見書案について御意見等がございましたら御発言を願います。

○委員（根岸聡彦君） 意見書を拝見させていただきました。大筋この内容で、私はよろしいかと思ひます。細かな文言の修正等もしあれば、そこは正副に御一任をしたいと、このように考えます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに御意見ございますか。

○委員（上林真佐恵君） 私もこの内容でいいと思ひますので、よろしくお願いたします。

○委員（東口正美君） 私も、この国保の財政主体である東京都に対しましてこの急激な納付金等が上がらないようにというこの意見書でいいと思ひます。よろしくお願いたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） それでは、ただいまの御意見等を踏まえ、意見書の内容につきましては正副委員長に御一任をいただき、委員会提出議案として提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、本案は委員会終了後に議長へ提出し、定例会最終日に議決をいただくこととなりますので、よろしくお願をいたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、所管事務調査、社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて、本件を議題にします。

11月7日に行政視察を行いましたので、本日は、視察の内容について、御意見、御感想等を御発言をいただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。

○委員（中野志乃夫君） ひきこもりのことでこの間、いろいろ江戸川区含めて行って勉強させていただいたんですけども、ちょっと前回のときにやはりちょっと違うのかなと思ひたのが、いわゆる高齢者のほうのことだということで、そういうほうの担当の方をお招きしてっていうことなんですけども、やはり私の個人的な意見と

言ったらなんですけども、思い返せばひきこもりの課題、各市内のいわゆる障害福祉作業所の皆さんたちとかいろいろ一生懸命取り組んでるし、本来障害のほうの担当者がやはり来て、いろいろその辺のことを語るべきだったし、何かそれは断られたとかいう話も聞きましたけど、ちょっとそれ自体がちょっとどうなってんのかってのが疑問だし、本来やはりきちっと正副のほうで要請してね、そういったほうの話もやっぱりしなくちゃ、ちょっと全体の把握がおぼつかないんじゃないかっていうのを思いました。

ですから、ちょっと、一応市としては担当者も決めてひきこもり対策はする考えのようなんですけども、実際ね、そういう担当者も出席されましたけども、ちょっと全体のね、把握するのにいろいろ調査がちょっとどうなのかなというちょっと疑念を思いました。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに御意見ございますか。

○委員（上林真佐恵君） この間、江戸川区にも視察に行かせていただいて、先日来ていただいて、こちらに、社会福祉協議会ですとかほっと支援センター、皆さんからお話も聞いて、大分私の中では課題が整理されたといえますか、社会福祉協議会の家族会の方からは、6点、こういうことをやってほしいというような具体的な、そういう御要望っていうのも出されて、やっぱりこの方向で市として何ができるかっていうことを、もちろん今も家族会つくられて、講演会もされるっていうような、そういう具体的な取組も進められていますけれども、やっぱりこの家族会の皆さんのこの6点の御要望っていうのには基本的には沿って、これから市として具体的に何ができるかっていう、具体化をしていくってことが大事なんじゃないかなというふうに思ったのと、それから、今、中野委員から障害のほうのね、担当者ねって話がありましたけど、もちろん障害のほうのもだし、生活福祉課っていうこともあるでしょうし、その窓口がやっぱり一つになってないってことが一つの問題で、本当にいろんな年代の方がひきこもりの状態になってるってこと考えると、今どこで所管するかっていう、それともそれぞれのそういうところから専門の方を呼んできて何か一つ窓口をつくるのかっていう、そういうことも含めて、市内の本当にいろんなところの英知を集結させる必要があるなんてすごく思って、不登校との関係も、以前いただいたこの市町村の自治調査会、ここの調査見ますと、やっぱり不登校のお子さんがいて、ひきこもりにもそのまま移行してくというような、そういう調査もありましたし、そうやって考えると、教育委員会だとか子ども家庭支援センターだとか、やっぱそういうところとの連携というか、そういうことも必要になってくると思うので、本当に市全体で、どこが所管するかというよりは、市全体でどういうふうに相談、総合的な総合窓口っていうこともそうですし、伴走型支援ということもそうですし、この市全体で考えて具体化をしていくことが本当に必要だなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。今回この厚生文教委員会がひきこもりというものを所管事務調査に上げたっていうことが、まず大きな一歩かなというふうに思っています。

ひきこもりという定義がなかなか難しい中で、ひきこもり当事者の側と、またそれを抱える家族をはじめとする周辺の方と、それぞれの立場によって、この困ってるっていうことも、幅、困ってる内容、また困ってないっていう可能性もあるっていう中で、なかなかこの定義が難しいという中で、ただ、このひきこもりというキーワードで所管事務調査を行ったことで、例えばこの家族会の方が市民の声を聴く会などに出向いてくださるようなチャンスができましたし、また、本当はたくさん、そういう状況にある方たちがたくさんいらっしゃる中で、まだ家族会としても9家族という中で、まだまだこのキーワードだけでは現状から一歩前に出ようと

いう取組ができない方たちもたくさんいるということを思うと、ワンストップの相談窓口をつくっていく一方で、やはり市のあらゆる機関がアンテナを張っていきながら、本当に困ってる人たちに手を差し伸べられる、また困ってる人たちが声を上げられるような状況というのをつくっていかなくちゃいけないというふうに思います。

一方で、江戸川区の視察で一番強く感じたのは、簡単にはいかない、一つ何かの決まりをつくったらすぐに事が解決するというような内容ではないということを改めて感じましたので、やはり自立支援の相談なんかも含めまして、一つ一つの市民相談に市が真摯に取り組んでいく中で、このひきこもりという社会が抱える問題を解決していけるようになると思いますので、厚生文教委員会の所管事務調査としては、一旦の取りまとめに向かわざるを得ませんけれども、今後もあらゆる角度で研究、検討、また私たちが市民の方たちの声を真摯に受けて、今ある制度でどこが足りてないのかっていうことをさらに検証していかなくちゃいけないのかなっていうふうに思いました。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに。

○委員（実川圭子君） 前回のほっと支援センターと社会福祉協議会の方々の話では、本当にもう現実に様々な課題があるっていうことが非常によく分かりました。

先ほど中野委員から障害福祉課とのお話ということだったんですけども、私はこのひきこもりの課題について、やはりなかなか見えてこない方をどう支援していくかということが一つ課題なのかなと思っていて、江戸川に視察に行ったときにも、実態調査をする中で何かの制度につながっている方はアンケートなどの対象からは外していったというようなことがありましたので、障害福祉課にもうつながってる方は、そこでの対応というのが、今後、そこも必要だとは思いますが、そういったところのどこの制度にもつながってない方をどう発見してくかっていう、発見して支援が必要な方はつなげていくということがまず第一歩として必要なのかなというのは感じております。

その意味で、家族会が発足して、そこにアクセスしてくる人も出てくるというのは、一つ有効なことだったと思います。

一方で、江戸川の話では、国の調査により1.5%ぐらいは人口に対しているっていうふうなことでやってこうということを照らし合わせると、当市では8万5,000だとしたら1,200人ぐらいはいらっしゃるんじゃないかということを想定すると、家族会ができて、そこにアプローチできる方はいいですけども、そこに行けない方をどう支援していくかっていうことは大きな課題になるのかな。やはりそこは実態調査などもしていく必要があるのかなというのは感じました。

あとは、皆さんがおっしゃってるように、窓口、いろんなところで対応が、いろんな部署で必要になると思いますけれども、まず中心となる窓口というか、担当の方1人でもいいので、私はそういった方を選任して今後進めていくことを、市のほうにきちんと委員会から提案できたらなというふうに思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

○委員（根岸聡彦君） 江戸川区の視察、それから社会福祉協議会、ほっと支援センターの視察も含めていろいろと勉強させていただきました。

江戸川区の視察では、やはりいろんな考え方を持っている中で印象に残った言葉は、東口委員の発言の中だったかと思いますが、ひきこもりは悪いことではないんだよという言葉がすごく印象に残っており、

江戸川区の取組として、人海戦術で集計作業まで行ったということで、やはりひきこもりに関しては様々な要因がある中で、100人いれば100通り、1,000人いれば1,000通りの解決方法があるんだろうというふうに認識をいたしました。

その中で私が感じたところというのは、ひきこもりをしている本人ではなく周りの御家族からの意見というものがまだ前面に出ていて、ひきこもりをされてる御本人が、自分がひきこもりをしている認識があるのかなのかとか、自分はひきこもりを解消したいと思っているのかいないのかとか、そういったところの意見というのはなかなか難しいと思うんですけども、そういうところに立ち入った調査ができる道がないのかなあということを少し感じました。

また、市民の問題、問題という言い方はおかしいですね、いろいろな困り事々について、一番身近にあるのは恐らく民生・児童委員だと思うんですが、その民生・児童委員の方々がこういった案件に関わりがあるのかなのか、そういった情報収集等も必要だろうなと思いました。

東大和市の取組としてはまだまだ始まったばかり、家族会もたしかまだそんなに大きな組織ではなく活動されてるということですので、これから市がどういうふうに体制を整えていくのか。実川委員のほうからも発言ありましたけれども、1人でもいいのでその担当者を置いて、要はできることから始めていっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

○委員（中野志乃夫君） 先ほどの、すみません。ちょっと実川委員の発言、ちょっと大変気になったんですけども、はっきり言ってね、各障害福祉事業所なんかで直接当事者と向き合って、直接ね、そういうひきこもってる人たちを対応してたりする例が幾らでもあるわけですよ。それで、そういう何ていうの、既に対応できるところはいいみたいな話っていうか、ちょっとそういうふうに関こえたし、ちょっとそれはおかしいじゃないかって私は思いますよ。

そもそもひきこもって困ってる人たちは、もう幾らでも確かにいるんですよ。どう行政に結びつけるかとか、いろんなことでね、各作業所だって皆さん苦勞してる。私もいろんな対応してきたけど、本当に行政がなぜそういう対応ね、逃げちゃうのか、やらないのかって疑問がすごいあったし、そのことはね、やっぱり、あえてこの場で言いませんけども、やっぱりそういう問題山積みになってるわけですよ。

だから、幅広くっていうかな、いろんな分野のところをやはりきちっと捉えて、つながってるから、既にね、いいっていう、もうつながってても大変なんですよ。少なくとも当事者のね、そこには多くの当事者もいるわけだから、そういったところのね、関わろうとする視点がなかったっていう発言に関こえましたから、それだったら本当片手落ちですよ、そもそもの、この取組が。ちょっとそのことは、私はすごい疑問に思ってます。

○委員（実川圭子君） 現状で様々関わりを持ってらっしゃる中野委員の思いは非常に重く受け止めております。そこが必要、その支援がどうなってるかということが、もちろんそれを検討していくということは非常に大切だというふうに思います。

私が先ほど申し上げたかったのは、支援につながってる、見えているからその対応が必要ないということ言ってるわけでは決してありません。時間的にね、許されれば、そういったことも今後本当に必要だと思いますけども、まず第一歩として、私としてはまだ見えていない方たちをどう発見していくのかということが、今回のいろんな施設の中で、今、市で全くできていないところがそこなのではないかということで発言をさせ

ていただきました。

今現状でお困りの方がたくさんいるということが、もう既に分かっている方については、もちろん必要な支援が、これからどういうことなのかということは考えていく必要はありますので、そこが必要ないということでは決してありません。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） ただいま委員の皆様から様々御意見を頂きました。様々このひきこもりについては課題があると思いますけれども、この所管事務調査、社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについての報告書に反映をさせていただきたいと思います。

お諮りいたします。

所管事務調査、社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（木戸岡秀彦君） これをもって、令和4年第6回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時17分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 木 戸 岡 秀 彦